

人材紹介に関する契約書

_____(以下、甲という)と株式会社アップベース(以下、乙という)は、人材紹介に関して以下の通り契約を締結する。

第1条(人材紹介業務の委託)

甲は乙に対して人材の紹介業務を委託し、乙はこれを受託する。

第2条(紹介手数料)

本業務の紹介手数料は、以下の通りとする。但し、紹介手数料の金額が150万円(税別)に満たない場合、紹介手数料は150万円(税別)とする。

雇用形態	職種	金額(税別)
正社員・業務委託・パート	IT系技術職	想定年収に対する55%
	建築・土木・設備系技術職	想定年収に対する50%
	不動産系専門職	想定年収に対する40%
	営業職	想定年収に対する40%
	その他コーポレート職	想定年収に対する35%

想定年収とは、甲が採用決定者に通知する年収のことをいい、詳細は以下の通りとする。

・想定年収

(月額制の場合)＝「月額固定給×12ヶ月＋賞与算定基準額×賞与支給月数」

(年俸制の場合)＝年棒＋賞与算定基準額×賞与支給月数

(週給の場合)＝週給×4.5週×12ヵ月

(日給の場合)＝日給×23日×12ヵ月

(時給の場合)＝時給×5時間×12日×12ヵ月

「月額固定給」、「年棒」、「週給」、「日給」及び「時給」には、基本給のみならず、家族手当、住宅手当、役職手当、資格手当、固定額のみなし残業代その他採用決定時に入社日から12ヵ月以内に固定額を支払われるものとされた諸手当を含む。但し、通勤交通費、時間外・休日・深夜労働等の変動する割増賃金は月額固定給に含まない。

業務委託、請負等、雇用契約以外の就労形態の場合は、当該契約記載の報酬の支払態様に従い、上記の算出方法に準じて算出する。

第3条(紹介の有効期間)

1. 第2条にて定める紹介手数料は、乙が紹介した求職者(以下、求職者という)が甲から不採用通知を受けた日又は求職者が甲へ入社(就労開始を意味する。以下、同じ)を辞退する意思を表明した日から1年以内に、甲が乙を介することなく当該求職者と接触し、当該求職者が甲に入社した場合にも発生する。

2. 甲は、乙から紹介を受けた求職者の採用を決定した場合、又は前項の期間中に、乙を介さずに当該求職者と接触する場合は、速やかにその旨を乙に通知するものとする。

第4条(紹介の優先順位)

1. 求職者の紹介以前に、甲が第三者から当該求職者の紹介を受けていた場合、又は当該求職者から応募の意思表示を受けていた場合、甲が速やかにその旨を乙に通知しないときは、乙の紹介による応募とみなす。
2. 求職者の紹介以後に、当該求職者について他の手段により応募があった場合、乙の紹介による応募とみなす。

第5条(紹介手数料の支払時期)

甲は、第2条にて定める紹介手数料を、求職者が入社した場合には当該入社日が属する月の翌

月末日までに、当該求職者が甲の責により入社しなかった場合には入社予定日(入社予定日が決定していないときは、当該求職者が入社を意思表示した日)が属する月の末日までに、乙の指定する金融機関口座へ振込送金する方法により支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第6条(早期退職の場合の返金)

1. 求職者が、甲に入社後、下記期間内に自己都合により退職し、退職の日から3ヶ月以内にその旨を乙へ連絡した場合は、次の基準により、乙は甲に紹介手数料を返金するものとする。
 - (1) 入社後、1ヶ月以内の退職の場合は、受領した手数料の50%相当額を返金する。
 - (2) 入社後、3ヶ月以内の退職の場合は、受領した手数料の30%相当額を返金する。
2. 紹介手数料の支払いが履行されていない場合、甲は、本条に基づき紹介手数料と返金額を相殺し差額を入金するものとする。
3. 紹介手数料の支払いが履行されている場合、乙は、退職した月の月末締め翌月末日までに返金するものとする。
4. 求職者が、甲の提示した採用条件と実際の労働条件が異なるため退職に至った場合、その他甲の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、本条第1項にかかわらず紹介手数料は返金しない。なお、当該退職が紹介手数料の支払い前であっても、甲の紹介手数料支払い債務は消滅しないものとする。

第7条(求職者に関する情報)

1. 乙は紹介による雇用契約の成立を保証するものでなく、求職者が入職辞退した場合でも、乙は甲に対し一切責任を負わず、かつ、補償も行わないものとする。
2. 乙が甲に提供する求職者に関する情報は、求職者の自己申告・自己責任で作成されたものであり、乙が内容の正確性等を保証するものではない。
3. 乙は求人条件に関連のない求職者の機微な個人情報(人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項、思想及び信条、労働組合への加入状況をいう。)については、求職者から収集せず、また甲に対して開示又は提供しない。

第8条(著作物等使用許諾)

1. 甲は乙に対して、甲法人又は甲が運営するサービスのロゴ・写真・画像・文章などの各種データの使用を以下のとおり無償で許諾する。なお、乙は各種データの掲載を義務付けられるものではない。
 - ・目的: 本取引事例を公開するため
 - ・期間: 本契約の有効期間
 - ・掲載媒体: 目的達成のため必要な範囲におけるインターネット、SNS、紙媒体
2. 前項の使用許諾の範囲内において、乙が当該著作物等を使用した結果、第三者による著作物等の転載・複製・改変その他著作物等にかかる権利を侵害する何らかの行為、及び誹謗中傷等が発生した場合においても、乙は一切責任を負わず、かつ、補償も行わないものとする。

第9条(機密保持)

1. 甲及び乙は、本契約に基づく業務により知り得た相手方(以下、情報を開示した者を開示者、開示を受けたものを受領者という。)の業務上、人事上及びその他すべての情報のうち、開示者からより書面(電磁的方法を含む。以下同じ。)にて秘密である旨の指定又は表示がなされた情報を機密として保持し、開示者が書面にて事前に承諾した場合を除き、いかなる第三者(自己、乙の親会社その他関連会社の役員、従業員若しくは業務委託先又は弁護士、公認会計士、税理士その他法令上守秘義務を負う専門家を除く。)にも開示、漏洩してはならないものとする。但し、次の各号のいずれかに該当する情報については、機密情報に含まない。
 - (1) 開示者から開示された時点で既に公知となっていた情報
 - (2) 開示者から開示された後に受領者の責によらずして公知となった情報
 - (3) 開示者が開示を行った時点で既に受領者が保有していた情報
 - (4) 受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (5) 開示者から開示された後に、開示された情報によらずに独自に開発された情報
2. 前項にかかわらず、法令、金融商品取引所規則又は行政機関若しくは裁判所の命令等によって機密情報の開示が必要な場合は、相手方に対して速やかにその旨を通知した上で、開示す

ることができる。

第 10 条(個人情報の保護)

甲及び乙は、本契約に基づいて取扱う機密情報に個人情報が含まれている場合には、個人情報の保護に関する法律、関連法令及び規範(管轄省庁策定のガイドラインを含む。)に従い、並びに本契約の定めを遵守して、本契約の目的の範囲内において個人情報を取扱い、本契約の目的以外で、これを取扱ってはならない。

第 11 条(損害賠償)

甲及び乙は、本契約上の義務に違反した場合には、これに起因して相手方に直接かつ現実生じた通常の損害(弁護士費用及び逸失利益を除く。)を、賠償する。

第 12 条(遅延損害金)

甲が本契約に基づき乙に対して負担する金銭債務の弁済を遅延したときは、弁済期の翌日から支払い済みに至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を支払う。

第 13 条(直接契約)

本契約期間中又は求職者が甲から不採用通知を受けた日若しくは求職者が甲へ入社を辞退する意思を表明した日から1年以内に、甲が故意又は過失により乙を介さずに当該求職者と直接接し、当該求職者を採用した場合は、甲は、乙に対し、当該求職者の紹介手数料に加え、違約金として150万円を支払うものとする。

第 14 条(反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、自ら(主要な出資者、役員、及びそれに準ずる者を含む)が暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者(以下「反社会的勢力」という)でないこと、過去5年間もそうでなかったこと及び反社会的勢力と資金提供、便宜供与その他いかなる関係も有しないことを表明し、かつ将来にわたっても反社会的勢力とのいかなる関係も有しないことを誓約する。
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為、及びその他これらに準ずる行為を行わないことを誓約する。
3. 甲又は乙は、相手方について第1項の表明に反することが判明した場合又は前2項の誓約に反した場合、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除できるものとする。なお、この解除によって生じた損害については、解除者は責任を負わない。

第 15 条(有効期間)

1. 本契約の有効期間は、末尾の契約日より1年間とする。但し、契約期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による契約更新解除の申し入れがない場合には、更に1年間同一条件にて自動延長し、その後も同様とする。
2. 本契約の終了にかかわらず、本項、第9条乃至第14条及び第17条は有効に存続する。

第 16 条(協議事項)

本契約に関し疑義が生じた場合、双方信義誠実の原則に従って協議の上、円満に解決するよう努める。

第 17 条(準拠法・合意管轄等)

本契約の成立・効力・履行及び解釈については日本国法に準拠し、前項の協議により疑義が解決せず、訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。なお、本契約締結以前に甲乙間において人材紹介に関する契約書が存在する場合には、当該契約は本契約締結をもって失効するものとする。

本契約締結の証として、双方記名押印又は電子署名の上、各1通を保有する。

2024年 月 日

(甲)

印

(乙)東京都目黒区青葉台3-1-18青葉台タワーアネックス3階
株式会社アップベース
代表取締役社長 今井 良祐 印